

## 令和5年度第3回三島市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和5年12月21日（木） 開始：午後3時00分 終了：午後4時40分

場 所 三島市役所本館 第2会議室

出席者 委 員 村田耕一會長

高橋徹司 三枝直恵 高林和弘 伊東忠彦 高田昌子  
渡辺貴 齋藤彰久 三宅秀樹 土佐谷純子  
宮下知朗 河野月江 佐野淳祥 土屋利絵  
榎原克彦

事務局 佐野健康推進部長

(保険年金課) 沼上課長 戸塚主幹 方波見副主任 伊奈主査 寺川主事  
(課 稅 課) 鈴木課長 山口副参事 池田主査  
(市税収納課) 佐藤課長  
(健康づくり課) 浅見課長 千葉係長

区 分 公開

傍聴人 0人

内 容

### 運営協議会

1 村田会長挨拶

2 事務局より委員定数報告（17人中14人の出席により開催要件を満たす）

3 議事録署名人として、三宅秀樹委員、佐野淳祥委員の2名を選出。

4 議題

（1）第1号議案（審議）「令和6年度国民健康保険税率等について」

○事務局より資料に基づき説明

○ 質疑応答

委 員：改正案1、2、3というのは、基金の取り崩しの額、または繰り入れの額か伺いたい。

会 長：基金の繰入額がそのようになっていることによって、保険税、いわゆる収入としての全体を勘案し、保険税を決定している。

委 員：税率は①、②、③。

会 長：そうだ。

委 員：改正案1、2、3の、それぞれ①、②、③が税率でよいか。

会 長：そうだ。

委 員：今日決めたいのは、基金を繰り入れるかどうかということか。

会 長：そうだ。基金をどのくらい繰り入れるか。

委 員：税率ではなくて。

会 長：税率ではなくて税収ということ。検討事項が大き過ぎるために整理をし、まずは全体の額を決める。その後、①、②、③、均等割、応益割に振るか、応能割に振るか、中道でいくか、ということの3案については、次回決めていきたいと思う。今回は、この税収全体の考え方について、決めていきたいと思う。

委 員：前回も説明があったが、基金残高を4億円キープしたい理由をお聞きしたい。基金のあり方として、いつまで基金を持っていなければいけないのか。一般市民にとっては、基金はいざというときのためのものということは理解できるが、基金を4億円キープしていかなければいけない、いけないというより、持っていた方がよいと事務局は考えているようだが、その根拠というか、今までの話の中で、国保の(財政)運営が県に移行するだとか、運営母体が変わっていく中で、各市町村、基金というもののあり方をどういうふうに考えているのか、はたして10年も20年も基金を持っていなければいけないのか、その辺りを説明願いたい。

事務局：基金の4億円の根拠だが、これは県に納める事業費納付金、これは年間9期に分けて支払っているが、その1期分が約3億8,000万円、4億円弱になっている。もしも何かあったときに、医療費給付費に関しては(普通)交付金で支払える。どちらかと言うと、何かあったときに一番困るのが、県へ納める事業費納付金なので、その1期分はせめて支払いたいということである。現在1期分として約3億8,000万円を支払っているので、それは確保したい。それが、4億円の根拠である。

それから、いつまで基金を持っていればいいかということだが、今後、県が保険料水準の完全統一をして、後期高齢者医療制度のように、その年度ですべて賄えるような形で運営がされていけばいいが、現状はまだ違っていて、事業費納付金についても、県が示す数字で毎年変わっている。保険料水準が完全統一されるまでは事業費納付金を払い続けなければならないので、完全に統一されて、事業費納付金の支払いがなくなったときには、基金は要らなくなるかもしれないが、それまでは三島市としては、その部分は取っておきたいと考えている。

会 長：統一するのは何年後か。

事務局：完全統一を目指すことについては、県の次期運営方針の中にも載っているが、年度と していつまでというように、具体的には出していない。

会 長：当面ははっきりしないので、基金を置いての安定的な運用ということになるだろうから、いつまでとは言えないけれども、令和9年以降として考えた中で、令和6、7、8年度の検討になると思う。

委 員：前回の資料の9ページ。県内、同じ所得水準、同じ家族構成であれば同じ保険料にな

るという、統一化に移行ということでよいか。先ほどの説明で、時期は不明とのことだが、三島市は納付金が高い方で、そうすると統一化後は、三島市の納付する額は減ると考えればいいのか。もちろん将来的なことなので、答えられる範囲でお願いする。

事務局：完全統一の前に、医療費水準（の反映）がなくなったりするので、三島市の場合は、所得が多いので、事業費納付金を支払う期間については他市町より高くなっていく。

会長：はっきり言えないということですか。

事務局：完全統一になれば、当然のことながら、同じ所得の人は同じ額、という形になるので、市町村の差はなくなる。であれば、完全に統一した場合、恐らくは高いところにいる三島市は、少し抑えられる形にはなると思われる。ただ、それがいつになるのかは、全く先がわからないという状態であり、医療費水準の反映がなくなったとしても、しばらくの間は、所得の多い市町は、その分多くの納付金を請求されるという形で続いているので、それなりの納付金をちゃんと払える形での運営をしていかなければならないと考えている。

委員：基金の関係について伺いたい。先ほど、他の委員からも基金についての考え方について質問があったので。

その前に、私が質問する前提として、前回も私は、税率を上げないということも選択肢に入れるべきではないかということを申し上げ、今日も参加してはいるが、自身の立場は変わらない。先ほど被保険者の世帯の所得の割合を見たら、驚くべき内容で、年間所得200万円以下が75%を占めるということだった。前回の資料で、2割、5割、7割軽減を受けている方たちの割合が52%だったので、この中でも更に軽減を受けてない方が4分の1ぐらいいるということだ。そのような現状がある中、今回のこの社会情勢の中で税率を上げるというのは、全くもって弱い者いじめ以外の何物でもないと私は思っている。

その上で、先ほど基金の考え方について回答があつたが、今回の基本方針の中にも、法定外の一般会計からの繰入はしない前提で検討するということが書かれている。法定外の繰入は、県から駄目だと指導があるということで、私たちも何となくこう耳にすり込まれているが、実際、国や県が指導しているのは、決算補填目的の法定外繰入は駄目だということ。つまり、赤字補填のための法定外の繰入は駄目だけれども、そういう目的以外の法定外の繰入、これについては国も県も別に禁止していない。その中には何があるかというと、例えばこの基金。基金を積み増すための一般会計からの繰入、これは別に駄目だとは言っていない。あるいは保健事業のための法定外の繰入、これも国や県からも指導の対象になっていない。そのことを、私たちは何も明らかにされずに、とにかく一纏めで法定外の繰入は駄目だと。駄目だと言われている、その限られた情報で私たちは議論しているということは、ちょっと認識しておきたいと思う。

伺いたかったのは、その基金に関する部分、今申し上げた基金に対する繰入もあるわけで、そう考えると、この前提そのものが、基金がどんどん崩れていくというところは、またちょっと考え方方が変わってくるのではないかと。未来永劫補填しなくとも、例えばこの経済情勢の中での基金への一般会計からの繰入を、ここ1年だけやるのか、3年先までやるのかというところを検討できないか。この1年で社会情勢、市民生活の暮らし向き、相当違ってきてると思う。今まで病院にかかる人が、もう病院に行けない。病院に行けないので、患者になれない。そういうことも生んでしまうので、そのような基金運用の考え方をしていただくようお願いしたい。

事務局：基金に対する繰入が認められているというお話を伺ったが、事務局ではそういう認識はない。

委 員：勉強してください。

事務局：確認する。ただ、基金へ繰り入れる場合、財源はどこからくるのか。

委 員：一般会計。

事務局：こちらでもまた確認してみるが、今のところ事務局としては承知をしてなかった話である。一般的に基金の繰入、一般会計からの繰入で認められているものもあるが、三島市の今までの運営の中でも、繰入が認められているものに対しては、きちんと一般会計から繰り入れて運営している。ただ、赤字に関しての繰入は、本当にもう県の運営方針の中で…

委 員：それはもうはっきりしている。そうじゃない部分があるということを、当局は承知していないということか。

事務局：今話された基金への一般会計からの繰入については、調べてみる。

委 員：前提が全く変わってくるので。

事務局：補足説明となるが、国や県からペナルティがあるから、やるべきじゃないということもあるが、基本的な考え方として、一般会計で集める税額には、社会保険を払っている方の税金も当然入っている。そのような方というのは、自分の給与から社会保険料を既に払っているので、その人たちが払った税金の中で、さらに国保税を補填する部分を負担するというのは、保険料を二重で負担することになる。社会保険料を自分の給料で払っている人たちがいる、だから特別会計という形で、国保の歳入歳出を分けている。受益者が分かれているので、その辺りは切り分けていかないと、会社員から見ると、自分は既に保険料を払っているのに、もう一回国保の分も払うのだということになる。それはどうなのか、という根本の部分があって、国や県は、一般会計からの繰入は理屈が通らないからやるべきではない、という考え方になっている。

委 員：そこは考え方方が違うところなので。

会 長：そういう前提も少し頭に入れながら、税率の改正案1、2、3と、3案を事務局から出していただいているので、この中で協議をして参りたいと思う。本日はどれにするかというところまで、できれば決定させていただきたいと思う。

1、2、3案について、シンプルに言うと、1番は基金をそのままにして、皆さんからいただく税率を変えるということ。2番が2,000万円、3番が3,500万円を基金から繰り入れる案。この2,000万という前提是前年からの減り分的なところかなと思う。

3番の3,500万は、これ以上基金を減らしてしまうと、令和8年度の状況がどうかという、ぎりぎりの線だと伺っている。

できれば上げないでということが、本当に皆さんのが思いただ思うが。本当に苦しい状況にはあるのは間違いない。その中で、急にはと思うが、皆さんから意見を賜り、その後、5分程度整理していただいてから、3案の中、よろしければ、採決をさせていただきたいと思う。

委 員：もし仮に、この基金の話ということから考えると、あまり出すべきではないなと思う。3,500万は多いなど、0だと少ないなというぐらいということで、真ん中くらいでいいんではなかろうかというような安直な気持ちはある。

会 長：令和8年までなので、令和9年にどのくらいの影響が出てくるかということもある。ここ3年間は、何とかこれでいくのかもしれないが。改正案3番目について私の個人的な考えだが、皆さんの意見が欲しいので1点だけ。令和9年の時に、少し不安なところ。そこで上げざるをえないということになると、また、厳しい状況にもなるので。3年後はわからないというのは事実なのだが、それでも今の時点では計算して判断していかなければならない。

委 員：ここで改正するということで話はわかっているが、もし、1年改正をやっていかなかった場合、また来年も改正という話になるのか。

事務局：ここで上げればその可能性はかなり少ないが、もしも収支が出て、苦しい状況になつていれば、また検討はせざるをえないと考えている。これは来年の話でなくても、例えば2年後とか、3年後にもまた同じような協議、そういう準備はしていかなければならないと思う。

会 長：でもそれは、よほどのことがない限り、考えられないのではないか。

事務局：そのとおりである。今回、案を示させてもらった1案から3案までだが、こちらの案の中からどれを選んだとしても、すぐに改正ということはない。仮に案3だと、正直なことを言えば令和7年度から上がる見込みになつてしまふので、さらに苦しいことは苦しいが、その時にはまた協議をしながら上げていくことになり、すぐに判断するような形にはならないので、この中から選んでいただきたいと思う。

委 員：今日、ご説明をいただいた資料の19ページ。改正案の第1号議案。この改正案3の3,500万円を取り崩した場合の今後の計算が出ていて、基金残高は、令和5年度は5億800万円、令和8年度には4億約6,000万円ということで、出し入れがあってということなのだろうが、減っているように見えないというのと、あと、単年度収支で見ていくと、令和6年は黒字だが、それ以外は全部マイナス。4,000万円ほどの赤字になっている。説明があったと思うし、私も理解不足があると思うが、収支はマイナスだが基金は減っていないか。けれど改正案3の3,500万円繰り入れするというのは、どういう話だったか。

事務局：これについては、ここで税率改正するという案になるので、令和6年度に関しては、今まで赤字だったが、この年度に関しては、若干黒字になる。ただ先ほど説明の中にもあったが、被保険者数は減り、同じように医療費なども下がるけど、1人当たり医療費が上がるので、そうすると、納める事業費納付金は逆に上がってくるということになるので、年度を重ねるごとに、令和6年、7年とやはり支出の方が多くなる。それでも、当初令和6年度で貯金をした部分があるので、基金の減りは少ないが、それ以降、だんだん悪化し、赤字が出た時点で、その赤字の分がそのまま基金の残に繋がってくるので、この資料では令和8年度までしかないが、この状態でずっと続くと、毎年、赤字の方がもっと増えるようになって、基金の残もどんどん減っていくようになつてしまう。

委 員：そうすると、この資料では令和8年度までしか記載されていないので、その先のこと  
はまだ我々にはわからないが、令和8年度までは3,500万円取り崩しても、基金はそ  
んなに減らないということでよいか。

会 長：4億6,000万円だから、これは減っているというように見るべきだと思う、基金として  
は。

委 員：5,000万円、6,000万円か減るが。

事務局：改正案3だと、令和8年度は単年度収支が令和5年度とほぼ同額の赤字になっている  
中で、基金の残高は今より5,000万円減っているので、現状よりもさらに厳しい状態  
になっている。

委 員：表の見方が間違っていたら申し訳ないが。19ページの一番下の欄。年度末基金残高、  
令和5年度は5億800万円、令和8年度は4億8,800万円。確かに、5,000万円減ってい  
るが。令和8年度まで、格段にどんどん減って、数年後にはゼロになるようなイメー  
ジでいたが、3年後には、まだ5,000万円減る程度、1割減るぐらいということによ  
いか。9割が残るということか。

事務局：基金残高4億円以上を維持しながら、今後進めていくような想定で改正の税率も組ん  
であるので、4億円は上回る形で、令和8年度も4億円を上回るかたちで今回の3案  
を出してある。

委 員：税率を1枚にまとめた資料に改正案3の①、②、③が示されているが、その税率を変  
えた後の表ということよいのか？19ページの表は。

会 長：そのとおり。

委 員：その、どれのパターンを示した表なのか。①、②、③の。

会 長：①、②、③は均等割云々の部分なので、それは次回の協議となる。それは、その税率  
の中で均等割幾ら、応能割幾らにする、その割合の話である。①がどちらかに寄って  
いて、③が反対に寄って、真ん中の②番ということなので。今、この①、②、③につ  
いて説明があったが、次回の協議とする。

委 員：了解した。

委 員：関連だが、4億円を切らないように税率案を提出していただいたのがよくわかった。  
被保険者の負担を和らげたい場合、改正案3になるが、ただ、そうなると、令和8年  
度だと確かに4億円は保たれているが、令和9、10、11年度のどのあたりで残高  
が4億円を切ることになるか。

事務局：先ほどの資料、表の19ページ、20ページ。令和8年度の単年度収支の赤字が4,200万  
円弱だが、前年度と比べるとかなり大きくなっている。仮に税率改正をしないでいく  
と、おそらくこの4,200万円以上、単年度収支が、赤字になると見込まれる。基金残  
高がこの時には4億5,800万円ぐらいだが、5,000万円、4,200万円以上赤字になっ  
くると、その分がなくなるので、令和9年にでも税率改正をしないと、基金残高4億  
円は下回ってしまうと思われる。

委 員：令和9年までに統一していくという方向性が出ないとする。令和9年までなんとか全部が統一されて形に収まるのであれば、それは今3,500万円出して被保険者の負担を和らげていくという考え方もあるが、令和9年度までにそういう見込みがないとなると、3,500万円を出している場合じゃない、そういったことになる。考え方としてはそれでよいか。

事務局：令和9年度に賦課方式を3－3－2に変えなければならないので、ここでまた税率も合わせて改正することになるが、案3のままいくと、この時点で運営がかなり厳しいので、賦課方式を変えることと併せて、税額も上がるよう税率を算定して、改正のお願いをしていくようにはなってしまう。なので、案1から案3を見ると、次回の改正で最も厳しい体制になるのが、やはり改正案3になる。

事務局：説明があったように、令和8年度は基金残高が4,500万円だが、その次の年には恐らく、さらに単年度収支が悪化することによって、基金がボーダーラインの4億円をきつてしまることが予想される。もしこの案3を取った状態で、税率改正を令和8年度時点での協議するとなった場合、今は基金をどれだけ取り崩して上げ幅を抑えるかという協議を皆さんにしていただいているところだが、次の税率改正では、基金を取り崩して上げ幅を抑えるという方法が取れなくなってくると考える。その時には、基金の取り崩しは全くなしという条件の中で、国保会計の収支の均衡を保つように、上げ幅をさらに広げる形での改正が必要になってくると見込まれる。

委 員：案2になると中間になるわけだが、この場合だと、令和9年度までの間の状況はどうなるのか。

事務局：案2になると単年度収支に関しては、今年度に比べて半分ちょっと程度に改善され、基金残高についても、5億はキープしている。これであっても単年度収支が赤字になっているので、次回、税率を改正する時には、少し税率を上げる形で協議していかなければいけないと思うが、その上げ幅については、改正案3よりはかなり抑えられる見込んでいる。基金もまだ1億円余裕があるので、基金を取り崩しながらの改正も併せて検討できるということも付け加える。

会 長：県の統一化がいつになるのか見えない。9年度にはまさかできないだろうし、大分先になる可能性がある。基金の運用は今のこのレベルで続けさせていただくことで、あまり変化がなく、対応ができるのではないかと思っている。

委 員：今の議論のところで、やはり正確にする必要があると思うのだが、先ほど単年度で、例えば今年度で言うと4,023万円赤字になって、それが直、基金に影響するというようなお話をたたが、はっきりさせたいのだが、この単年度収支がそのままイコール基金の取り崩しではないということをよいか。単年度収支は、この前いただいた資料を見ても、例えば歳入には繰入金や繰越金が入っていて、それを加味しないよう差し引いて。歳出からは、積立金を引いて、そこで均した歳入歳出差引が、単年度収支である。また、基金の繰入は、前年度の繰越金と今年度の繰越金が加味されてくるので、実際、例えば今まで見ていてもそうだが、単年度収支は赤字だったが基金には少しではあるが積むことができたという年もあった。前の年に繰越金がどれだけ出てくるかによって、実際は基金の取り崩し額は変わってくる。例えば、去年のこの協議会の場で議論した時には、被保険者も減るし、基金残高も5億2,000万円あったものが2億6,000万円になる、半分になるので、絶対今度は厳しいというのが去年の議論だった。

でも結果として、5億円はまだキープした、だけど税率を上げるという議論をしている。今年度はおそらく繰越金がある程度出てくると思うが、それによって、結局基金の取り崩し額もかなり変わってくると思う。そこは、先ほどイコールのようなお答えをされていたが、それでは皆さんの認識が違ってしまうので、そこは正確な説明をお願いしたいと思うがいかがか。

事務局：繰越金だが、実は来年度予算ではほとんど見込んでいない。今回の資料を作る時にも、繰越金に関しては、入れると数字が難しくなってしまうので、繰越金はゼロとして想定して計算をさせていただいたので、今回こちらで出した資料については、単年度収支がそのまま基金取り崩し額という形になっている。だから、単純に、黒字になったものについては積み立て、赤字になったものについては基金が減る、そのようになっている。実際のところは確かにおっしゃるとおり、繰越金などで状況は変わってくるが、今回の資料の中では、繰越はゼロとさせていただいて、単純に収支状況が好転し黒字になった場合については積み立てて、赤字になった場合については取崩し、そのような形で作ってある。

会長：他に意見はよろしいか。では、採決させていただきたいと思うが、ずっと話をしていて、少し混乱している場合もあるかと思うので、今から5分程度、整理する時間を設けさせていただきたいと思う。少し頭を整理していただいた後、1番、2番、3番で、皆さんのご意見を賜りたいと思う。暫時休憩願います。

（暫時休憩）

会長：ただいまより、先程の改正案1、2、3で挙手をお願いしたいと思う。

（1人退席）

採決：改正案1が適当だと思う方、挙手をお願いしたい。 1人  
改正案2が適当だと思う方、挙手をお願いしたい。 12人  
改正案3が適当だと思う方、挙手をお願いしたい。 0人

会長：ありがとうございました。ただいまの採決の結果を当協議会の委員の意見として、まずは上げ幅については、2番の案で答申をすることとする。次回1月11日に、この改正案2の中で、応益、いわゆる人数で振るのか、応能、いわゆる収入で振るのか、その税率について、また皆さんのご意見を賜りたいと思う。ざっと案の①、②、③というのは、両極端が①と③で、その中道が②というイメージで、均等割よりか、応能割、所得収入によるということである。そこを次回、本当に苦しい難しい協議になるが、皆さんでご協議を賜りたいと思う。

(2) 第2号議案（報告）「三島市国民健康保険第3期保健事業実施計画及び第4期特定健康診査等実施計画策定（素案）修正箇所について」

○事務局より資料に基づき説明

○質疑なし

令和6年2月7日

会議録署名人

三宅秀樹

佐野淳祥